

様式第1号（第4条関係）

松茂町本人通知制度事前登録申請書

年 月 日

松茂町長 殿

申請年月日	年 月 日		
申請者 (窓口に来られた方)	住所	〒 -	
	ふりがな 氏名		
	生年月日	年 月 日	連絡先 - -
申請者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人( <input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 後見人) <input type="checkbox"/> 法定代理人以外の代理人		

松茂町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、事前登録を次のとおり申請します。

事前登録希望者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ 〒 -	
	ふりがな 氏名		
	生年月日	年 月 日	連絡先 - -
	本籍		

注 申請の際に次の書類を提示し、又は提出してください。

- あなたが本人であることを証明する書類(個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)
- あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- あなたが法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその旨を証明する旨の書類(委任状)

注 裏面の注意事項をよくお読みください。

次の欄は、記入しないでください。

登録日	年 月 日	注意事項	<input type="checkbox"/> 窓口説明	<input type="checkbox"/> 郵送
-----	-------	------	-------------------------------	-----------------------------

受付	登録番号	本人確認書類		備考
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人以外の代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 公簿確認 ( ) <input type="checkbox"/> 住基システム入力 <input type="checkbox"/> 戸籍システム入力

(裏)

## 松茂町本人通知制度事前登録申請について

- 1 本人通知制度とは、住民票の写し等(※1)を代理人又は第三者(※2)に交付した場合、交付した事実について事前に登録をした者(以下「事前登録者」という。)に通知する制度です。なお、この制度が利用できる者は、事前登録者に限り、通知の対象となる場合は、事前登録者の住民票の写し等を交付した場合に限りです。
  - (※1) 住民票の写し等とは、住民票の写し、住民票の記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(消除されたものを含む。)、戸籍謄(抄)本、除籍謄(抄)本及び改製原戸籍謄(抄)本をいいます。
  - (※2) 第三者とは、住民票の写しにおいては「同一世帯」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系の者」以外の者であり、個人、法人及び八業士(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいう。)をいいます。
- 2 事前登録等の申請の受付は、松茂町役場住民課で行います。なお、事前登録日の翌日以降の交付請求が対象となります。
- 3 代理人による事前登録等の申請の場合は、次の各号のいずれかの場合に限り可能です。
  - (1) 法定代理人による場合
  - (2) 事前登録者が疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することが困難な場合。なお、代理人として申請する際に、代理権を明らかにする書類(委任状、戸籍、登記事項証明書等)が必要になります。
- 4 郵送による事前登録等の申請は、次の各号のいずれかの場合に限り可能です。
  - (1) 事前登録者が疾病その他やむを得ない理由により窓口申請することが困難な場合
  - (2) 事前登録者が他の市区町村に居住している場合
- 5 事前登録に有効期限はなく、廃止の届出(様式第5号)があるまで継続します。ただし、事前登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けた場合、国外に転出した場合、住民票が職権消除された場合、住民票除票等が保存期間経過により廃棄された場合等は、事前登録を廃止します。
- 6 住所異動、戸籍の届出等により、事前登録事項に変更が生じた場合は、変更の届出(様式第3号)が必要となります。なお、変更の届出を行わなかったことで、本人通知書が返戻された場合は、事前登録を廃止することがありますので御注意ください。
- 7 転出先の市区町村でも事前登録を希望する場合は、転出先で新たに登録手続を行ってください。なお、本人通知制度を実施していない市区町村もありますのであらかじめ御了承ください。
- 8 本人通知書の記載事項は、①交付年月日、②交付した証明書の種別、③交付通数、④交付請求者の区分の4事項です。交付請求者の氏名、住所等は通知することができませんので、あらかじめ御了承ください。なお、④の交付請求者の区分は、「代理人」又は「第三者」です。
- 9 本人通知制度において必要な場合は、事前登録者の住民票、戸籍等について、他の市区町村への調査を行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。